

24660-1479
平成30年8月17日

関係市町児童福祉主管課長 殿

宮崎県こども政策課長
(公 印 省 略)

平成30年7月豪雨災害及び大阪北部地震の被災地に対する
保育所運営費（委託費）からの災害義援金の支出について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。
つきましては、貴管内保育所に周知していただくとともに、該当がある場合は、
当課あて随時提出してください。

記

1 支出できる額の範囲

前期末支払資金残高の範囲内とする。

2 手続き方法

次の①～⑤の流れとなります。

- ① 理事会の承認（理事長専決事項の範囲内であれば不要）
 - ② 市町を経由して県へ協議書（別紙様式）を提出（市町を経由）
 - ③ 県の承認
 - ④ 義援金を支出
 - ⑤ 領収書（又は振り込み関係書類）の写し及び理事会の承認が得られたことを示す書類（理事会議事録の写し又は理事長専決事項が定められている事務決裁規程等）を県こども政策課へ直接提出
- ※ 理事会議事録の写し又は事務決裁規程等については、原本証明が必要

担当：幼児教育保育担当 金子

T E L: 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 5 7

F A X: 0 9 8 5 - 2 6 - 3 4 1 6

E-mail: kaneko-akihiko@pref.miyazaki.lg.jp